

節電で厳しい対応を迫られた企業や法人、また個人宅も、ようやく秋の兆しが見えホットされているのではないかと思います。

さて、今回と次回は、これまでのシリーズでは直接的に触れることはなかった「成年後見人」と「お墓」についてお便りします。ともに高齢者自身もそうですが、その家族の方にとって知っておいたほうがよいと思われるテーマです。今回は、「成年後見人制度」と関連する「任意後見制度」についてです。

①成年後見人制度とは……

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要がある場合であっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。



②イメージをとらえるためのケース

A男さんは60歳です。幼い頃から軽度の知的障害があります。両親が亡くなり、3か月前から自宅で一人暮らしをしています。最近、訪問販売業者に強く勧められて、よくわからないままに高価な布団セットを買ってしまいました。他にもいろいろな訪問販売業者が家にきており心配です。

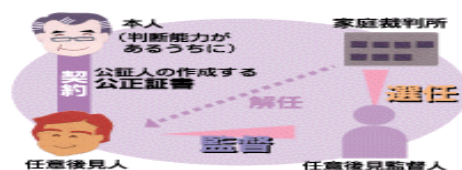
事情を知った妹は、家庭裁判所に保佐開始の申し立てをしました。申し立て後、鑑定及び必要な調査を経て、A男さんに保佐を開始し、妹が保佐人に選ばれました。その後、A男さんは必要ないリフォーム契約をしていましたが、妹は保佐人として契約を取り消すことができました。(横浜家庭裁判所資料より)

③利用シーン (リーガルサポートHPより)

- ・ひとり暮らしだがまだ十分やっつけられる。
しかし、将来は施設に入る手続きをしたり、費用を払ってもらいたい。(任意後見)
- ・アルツハイマー病と診断された。今一人暮らしだが、自分の意思で悔いのない人生を送りたい。
- ・私が死んだり、認知症になったときに知的障害のある子供の将来が心配。
- ・認知症で寝たきりの父の面倒をみて財産管理してきたが、他の兄弟から疑われている。

④ 任意後見制度とは

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。



●お問合せはこちらまで

info@kitawel.com

HK Welfare

北村 社会福祉士事務所(北村 弘之)

〒226-0016 横浜市緑区霧が丘3-7-7

TEL:090-5340-0364 http://www.kitawel.com